

吸収合併に係る事後開示書類
(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める事後備置書類)

2025 年 4 月 1 日
品川リファクトリーズ株式会社

2025年4月1日

吸収合併に係る事後開示書面

東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
品川リファクトリーズ株式会社
代表取締役社長 藤原 弘之

品川リファクトリーズ株式会社（以下「当社」という。）は、2025年1月22日付で品川ファインセラミックス株式会社（以下「品川ファインセラミックス」という。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2025年4月1日を効力発生日として当社を吸収合併存続会社、品川ファインセラミックスを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行いました。本合併に際し、会社法第801条第1項及び会社施行規則第200条の定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併の効力が生じた日
2025年4月1日
2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び会社法第789条の規定による手続きの経過
 - (1)吸収合併をやめることの請求
品川ファインセラミックスは当社の完全子会社でありましたので、会社法第784条の2の規定に基づく株主からの本合併をやめることの請求について、該当事項はありません。
 - (2)反対株主の株式買取請求
品川ファインセラミックスは当社の完全子会社でありましたので、会社法第785条の規定に基づく株主からの株式買取請求について、該当事項はありません。
 - (3)新株予約権買取請求
品川ファインセラミックスは新株予約権を発行していなかったため、会社法第787条の規定に基づく新株予約権者からの新株予約権買取請求について、該当事項はありません。
 - (4)債権者の異議
品川ファインセラミックスは会社法第789条第2項の規定に基づき、2025年1月30日付の官報へ合併公告を掲載するとともに、知られている債権者に各別の催告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。
3. 吸収合併存続会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続きの経過

(1)吸収合併をやめることの請求

本合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する簡易合併に該当するため、当社の株主は、同法の第 796 条の 2 の規定による本合併をやめることの請求はできません。

(2)反対株主の株主買取請求

本合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する簡易合併に該当するため、当社の株主は、同法 797 条第 1 項の規定による株主の買取請求はできません。

(3)債権者の異議

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2025 年 1 月 30 日付の官報および電子公告において、債権者に対し本合併に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日をもって、当社からその資産、負債およびその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項別紙に記載のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

本吸収合併の効力発生日である 2025 年 4 月 1 日から 2 週間以内に申請する予定です。

7. 上記のほか、本合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

吸収合併に係る事前開示書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める事前備置書類)

2025 年 1 月 30 日

品川ファインセラミックス株式会社

2025年1月30日

吸収合併に係る事前開示書面

東京都千代田区大手町二丁目2番1号
品川ファインセラミックス株式会社
代表取締役社長 福崎 良雄

品川ファインセラミックス株式会社（以下「当社」という。）は、2025年1月22日付で品川リファクトリーズ株式会社（以下「品川リファクトリーズ」という。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2025年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、品川リファクトリーズを吸収合併存続会社とする合併（以下「本合併」という。）を行うことといたしました。本合併に関し、会社法第782条第1項及び会社施行規則第182条の定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容
別紙1に記載のとおりです。
2. 合併対価の相当性に関する事項
品川リファクトリーズが当社の発行済株式の全てを所有しているため、本合併に際し株式の発行及び金銭等の交付は行いません。また、本合併による品川リファクトリーズの資本金及び準備金の額の変動はありません。
3. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項
当社は、新株予約権を発行していません。
4. 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等
別紙2に記載のとおりです。
5. 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象
 - (1) 品川リファクトリーズ
該当事項はありません。
 - (2) 当社
該当事項はありません。
6. 吸収合併の効力発生日以後における吸収存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併以後も品川リファクトリーズの資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後の品川リファクトリーズの収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。

したがって、本合併後における品川リファクトリーズの債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。

以上

(別紙1)



合併契約書

品川リファクトリーズ株式会社（東京都千代田区大手町二丁目2番1号。以下「甲」という）と品川ファインセラミックス株式会社（東京都千代田区大手町二丁目2番1号。以下「乙」という）は、甲と乙の合併に関し次のとおり契約（以下、「本契約」という）を締結する。

（合併の方法）

第1条 甲および乙は、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」という）を行い、甲は存続し、乙は解散する。

（合併に際して発行する株式および合併交付金）

第2条 甲は乙の発行済み株式の全部を所有しているため、本合併に際して、株式の発行は一切行わないものとする。また、合併交付金は支払わない。

（増加すべき資本金および準備金等）

第3条 甲は本合併により変動させる資本金および準備金等の金額を次のとおりとする。

- (1) 資本金 金0円
- (2) 資本準備金 金0円
- (3) 利益準備金 金0円
- (4) その他利益剰余金 会社計算規則に則り金額は甲が決定するものとする。

（合併承認総会等）

第4条 甲は、会社法第796条2項の規定により、乙は会社法第784条1項の規定により本契約についてそれぞれ株主総会による承認を得ないで合併する。

（効力発生日）

第5条 本合併が効力を生じる日（以下、「効力発生日」という）は2025年4月1日とする。但し、合併手続き進行上の必要性その他の事由により、甲および乙が協議してこれを変更することができる。

（会社財産の引継）

第6条 乙は2025年3月31日現在の財産目録、貸借対照表、その他同日の計算に基づく資産、負債および権利義務一切を効力発生日において甲に引き継ぐ。

（善管注意義務）

第7条 甲および乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで善良なる管理者の注意をもって、

それぞれの業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営を行うものとし、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼすような行為については、予め甲、乙協議し合意のうえ、これを行う。

(従業員の処遇)

第8条 甲は、効力発生日において、同日に在籍する乙の従業員を全員引き継ぐ。従業員に関する取扱いのうち、勤続年数については乙における計算方式による年数を通算し、その他については甲、乙協議して決定する。

(甲の役員の任期)

第9条 甲は、本合併に際し新たに取締役を選任しない。

2 本合併前に就任している甲の取締役および監査役の任期は、本合併によって何らの影響を受けないものとする。

(合併条件の変更、合併契約の解除)

第10条 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天変地変その他の事由により甲または乙の財産若しくは経営状態に重要な変動が生じ、若しくは重大な瑕疵が発見された場合は、本契約を解除、または相手方と協議のうえ、合併条件を変更することができる。

(協議事項)

第11条 本契約に定める事項の他、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲および乙が誠意をもって協議のうえ決定する。

本契約の成立を証するため、契約書1通を作成し、甲および乙は記名捺印のうえ、1通を保有する。

2025年1月22日

甲 東京都千代田区大手町二丁目2番1号
品川リファクトリーズ株式会社
代表取締役 藤原 弘之

乙 東京都千代田区大手町二丁目2番1号
品川ファインセラミックス株式会社
代表取締役 福嶋 良雄

事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期における世界経済は、インフレ抑制に向けた世界的な金融引締めに伴う影響及びロシアによるウクライナ侵攻の長期化や中東地域をめぐる情勢などの地政学的リスク等により、先行きが不透明な状況が続きました。日本経済につきましても、雇用環境が改善する中で、個人消費や企業の設備投資・生産活動に持ち直しの動きが見られましたが、日米間の金利差拡大を主要因とする円安基調の継続など企業の業績判断の先行きにやや慎重な見方が広がる状況で推移しました。耐火物業界の最大の需要先である鉄鋼業界におきましては、自動車向け鉄鋼需要の回復が見られたものの、輸出向け鉄鋼需要が低調であったことなどの要因により通期の国内粗鋼生産量は前期比1.1%減少し、8,683万トンとなりました。

このような状況の中、当期の連結成績は、原料費の高止まりや燃料費・電力費の高騰を踏まえた販売価格の改定、販売構成の改善によるスプレッドの拡大、国内外への拡販活動の進展及び新たに加わった海外事業の業績寄与等により売上高1,441億75百万円（前期比15.4%増）、営業利益138億87百万円（前期比28.1%増）、経常利益149億3百万円（前期比30.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は土地売却に伴う固定資産売却益の計上等もあり152億80百万円（前期比83.9%増）となり、売上高・各段階利益共に2年連続で過去最高業績を更新しました。

次にセグメントの概況をご報告申し上げます。

<耐火物>

耐火物事業におきましては、国内外への拡販活動の進展及び新たに加わったブラジル耐火物事業の業績寄与等により当期の売上高は984億69百万円と177億60百万円（22.0%）の増収となりました。

<断熱材>

断熱材事業におきましては、国内の半導体関連製品の販売は減少したものの、国内外のプラント向け耐火断熱れんがの販売増加等により当期の売上高は185億83百万円と6億38百万円（3.6%）の増収となりました。

<セラミックス>

セラミックス事業におきましては、新たに加わった米国耐摩耗性セラミックス事業の業績寄与等により当期の売上高は35億51百万円と13億88百万円（64.2%）の増収となりました。

<エンジニアリング>

エンジニアリング事業におきましては、大型工事案件の減少等により当期の売上高は245億51百万円と51百万円（▲0.2%）の減収となりました。

<その他>

その他事業におきましては、当期の売上高は9億0百万円と11百万円（1.3%）の増収となりました。

セグメント	売上高 (百万円)			
	前期 (2023年3月期)	構成比	当期 (2024年3月期)	構成比
耐火物	80,708	64.6%	98,469	68.3%
断熱材	17,944	14.4	18,583	12.9
セラミックス	2,162	1.7	3,551	2.5
エンジニアリング	24,603	19.7	24,551	17.0
その他	889	0.7	900	0.6
調整額	△1,345	△1.1	△1,880	△1.3
合計	124,963	100.0	144,175	100.0

当社グループは第5次中期経営計画（2021年度～2023年度）では売上高1,150億円、経常利益115億円の目標を掲げましたが、最終年度にあたる2023年度においては売上高1,441億円、経常利益149億円と目標を大幅に上回る業績を達成しました。主要課題である「海外ビジネスの強化・拡大」では、ブラジル耐火物事業及び米国耐摩耗性セラミックス事業の業績が当期より寄与いたしました。これにより当社グループはインド・太平洋圏の主要市場において事業拠点を確保するに至り、人材交流や技術交流などグローバルな地域間交流がさらに活性化しています。また、インドネシアを始めとするアセアン地域への生産・販売体制を強化するため、2024年3月にインドネシアへの新たな合併会社設立を決定いたしました。

国内では、Allied Mineral Products 社（本社：米国オハイオ州）と同社製不定形耐火物の国内アルミ業界向け独占販売契約を2023年3月に締結し、業容拡大に取り組んでいます。2つ目の主要課題である「成長投資」では、西日本地区の不定形耐火物の生産集約拠点として、赤穂工場（兵庫県）への最新鋭の製造ライン建設に着工し、2024年6月の稼働予定となっています。さらに、定形耐火物の主力工場である岡山工場及び東日本地区の需要構造の変化に対応した生産体制最適化の検討を開始しました。

3つ目の主要課題である「新規の事業領域」においては、半導体製造装置の組み立てを主要事業とするコムイノベーション有限会社を2024年3月に連結子会社といたしました。将来的な半導体需要の増大に伴い、半導体製造装置においても需要が拡大することが見込まれており、当社グループでは、半導体製造装置に関連する事業などを先端機材セクターとし、今後の成長の柱の一つとして注力してまいります。

また、気候変動の対応として、当社グループはCO₂排出量を2030年度50%削減（2022年度比）、2050年度カーボンニュートラルの実現に向け、CO₂排出量の少ない燃料への転換、太陽光発電の検討、環境配慮型商品の開発・販売など、地球環境への課題に取り組んでおります。

(2) 設備投資の状況

当社グループが当期において実施いたしました設備投資の総額は、55億88百万円であります。

その主なものは次のとおりです。

当社	赤穂工場	不定形耐火物製造新ライン	21億69百万円
当社	湯本工場	焼成炉等LNG燃料転換工事	3億22百万円
当社	本社部門	人事・給与システム刷新	1億63百万円

(3) 対処すべき課題

2024年度の事業環境につきましては、世界的な金融引締め、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化や中東地域をめぐる情勢などにより、世界経済・国内経済共に不安定な状況が継続すると見込まれます。また、当社グループの主要なお客様である国内の鉄鋼業界においては、昨年度より自動車向け鉄鋼需要が回復しているものの、全体の粗鋼生産量は前年度比横ばいの見通しであり、高炉メーカーによる生産体制の再編も本格化しています。

当社グループにとりましても国内耐火物需要やエンジニアリング工事の減少、社会情勢に応じた賃金改善による人件費の上昇など事業環境の変化への対応が求められる状況ですが、持続的な成長を成し遂げていくために、国内外での拡販を行うと同時に、コストダウンの徹底、適正な製品価格の設定と販売構成の改善によるスプレッドの確保に努めてまいります。また、調達面では、原材料のコスト低減と調達リスクへの対応として、リサイクル原料を含めた代替原料への置換、調達ソースの多様化等を引き続き推進いたします。さらに、海外においては、オーガニックな成長だけでなく、M&Aや事業提携を積極的に行い、さらなる事業の強化・拡大を押し進めてまいります。

こうした環境下において当社グループが持続的成長を果たしていくため「ビジョン2030」及びそこからのバックカスティングによる「第6次中期経営計画（2024年度～2026年度）」を本年5月に公表いたしました。以下の「ビジョン2030 基本方針」を基に、事業成長と気候変動対策などの社会課題解決への取組みを表裏一体の活動として追求してまいります。

「ビジョン2030 基本方針」

「事業成長と社会課題解決への取組みを表裏一体として追求」

○グローバルな事業成長

- ・グローバルマーケットにおいて、トップグループの一員としてのプレゼンスを確保
- ・グローバル展開を支える国内拠点の整備と技術開発力の強化

○成長分野への進出

- ・各セクターにおける事業ポートフォリオの拡大
- ・ROICを重要指標とした事業投資・設備投資の展開

○サステナビリティへの対応（気候変動対策及び人的資本戦略の実行）

- ・お客様の脱炭素化に貢献する熱ソリューションを提供
- ・「人材獲得」、「人材定着」、「人材・組織開発」を軸とした経営基盤の確立

第6次中期経営計画の初年度にあたる2024年度においては、国内のアルミ業界を始めとする非鉄・工業炉分野への業容拡大、海外では2024年7月からの事業開始を予定しているインドネシア合弁会社（名称：PT. Shinagawa Refratech Perkasa）を拠点としたアセアン地域への事業拡大、さらにグローバルマーケットにおける新たなM&A案件を模索してまいります。また、中長期的な成長が見込まれる半導体製造装置関連への事

業展開を加速するため、新たに獲得した半導体製造装置の組立・検査事業と当社グループの既存事業との連携を強化し、半導体製造装置業界に向けた一層の浸透と事業拡大を図ってまいります。

また、これらの成長戦略と共に気候変動への対応として、当社はリサイクル原料を一定量活用した製品を「Green Refractory」とし、製品開発や生産・販売を強化する取組みを開始しました。リサイクル原料の代替活用は、新規の耐火物原料製造時に発生するCO₂排出量の削減に寄与し、資源の有効活用にも繋がる取組みとなります。現在推進中の耐火物技術、断熱材技術、さらに築炉エンジニアリング技術を融合させたお客様の高温プロセスにおける熱ロス低減へのソリューション提供と併せ、「Green Refractory」の浸透を図り、当社のみならずお客様やサプライチェーンを通じたCO₂排出量削減に貢献いたします。さらに、人的資本を充実させ、事業成長とサステナビリティへの取組みを表裏一体として推し進めてまいります。

今後も引き続き、株主の皆様のご期待に応えるべくグループ一丸となって邁進する所存であります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

(4) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分		第187期 (2021年3月期)	第188期 (2022年3月期)	第189期 (2023年3月期)	第190期 (2024年3月期) (当期)
売上高	(百万円)	99,969	110,784	124,963	144,175
経常利益	(百万円)	8,220	10,716	11,457	14,903
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	2,114	5,308	8,307	15,280
1株当たり当期純利益	(円)	45.26	113.56	177.60	328.46
純資産	(百万円)	70,333	63,239	71,425	86,967
総資産	(百万円)	110,205	119,710	143,901	155,137
1株当たり純資産額	(円)	1,298.46	1,286.92	1,455.94	1,830.98

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第188期の期首から適用しており、第188期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2. 当社は2023年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額につきましては、当該株式分割が第187期の期首に行われたものと仮定して算定しております。

(5) 企業集団の主要な事業内容

セグメント	事業内容
耐火物	定形耐火物、不定形耐火物、モールドパウダー、焼石灰、化成品等の製造販売
断熱材	耐火断熱れんが、セラミックファイバー等の製造販売
セラミックス	ファインセラミックス、無機塗料・無機接着剤等の製造販売
エンジニアリング	高炉・転炉・焼却炉等の築炉工事、工業窯炉の設計・施工等
その他	不動産賃貸等

(6) 企業集団の主要な営業所及び工場

① 当社

本社：東京都千代田区
 営業所・事業所：鹿嶋市、千葉市、大阪市、神戸市、加古川市、倉敷市、福山市
 工場：いわき市、銚田市、赤穂市、備前市、倉敷市

② 重要な子会社

イソライト工業株式会社：大阪府、愛知県、石川県、千葉県
 株式会社セラテックノ：兵庫県、岡山県
 品川ファインセラミックス株式会社：岡山県、神奈川県
 品川ロコー株式会社：広島県、神奈川県
 瀋陽品川冶金材料有限公司：中国 遼寧省
 シナガワリフラクトリーズオーストラレイシア Pty. Ltd.：オーストラリア ニューサウスウェールズ州
 シナガワアドバンストマテリアルズアメリカズ Inc.：米国 オハイオ州
 遼寧品川和豊冶金材料有限公司：中国 遼寧省
 Shinagawa Refratários do Brasil Ltda.：ブラジル サンパウロ州
 Shinagawa Specialty Ceramics Americas LLC：米国 ペンシルベニア州

(7) 企業集団の従業員の状況

セグメント	従業員数	前期末比増減
耐火物	1,803名	17名減
断熱材	668名	9名減
セラミックス	172名	79名増
エンジニアリング	638名	28名減
全社（共通）	92名	8名増
合計	3,373名	33名増

- (注) 1. 当社の従業員数は1,201名（前期末比20名減少）であります。
 2. 当連結会計年度よりセグメント区分を変更したため、前期末比増減については、前連結会計年度の数値を変更後のセグメント区分に組み替えて比較しております。

(8) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
三井住友信託銀行株式会社	7,600百万円
株式会社三井住友銀行	4,966
株式会社みずほ銀行	4,229
株式会社中国銀行	3,888

(9) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
イソライト工業株式会社	百万円 3,196	% 100.0	耐火断熱れんが・セラミックファイバーの製造・販売
株式会社セラテクノ	440	51.0	耐火物・焼石灰の製造・販売
品川ファインセラミックス株式会社	100	100.0	ファインセラミックスの製造・販売
品川口コー株式会社	100	100.0	各種窯炉の築炉工事
瀋陽品川冶金材料有限公司	百万人民元 44	100.0	連続鑄造用モールドパウダーの製造・販売
シナガワ リフラクトリーズ オーストラレイシア Pty.Ltd.	百万豪ドル 22	100.0	耐火物の製造・販売
シナガワ アドバンスト マテリアルズ アメリカズ Inc.	千米ドル 300	100.0	連続鑄造用モールドパウダーの製造・販売、耐火物の販売
遼寧品川和豊冶金材料有限公司	百万人民元 28	66.7	連続鑄造用モールドパウダーの製造・販売
Shinagawa Refratários do Brasil Ltda.	百万伯リアル 419	100.0	耐火物の製造・販売
Shinagawa Specialty Ceramics Americas LLC	百万米ドル 7	100.0	耐摩耗性セラミックスの製造・販売

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 188,500,000株

(注) 2023年10月1日付で普通株式1株につき5株の割合をもって株式分割を実施し、これに伴う定款変更により発行可能株式総数を37,700,000株から188,500,000株に変更しております。

(2) 発行済株式の総数 47,146,830株

(注) 2023年10月1日付で普通株式1株につき5株の割合をもって株式分割を実施したことにより、発行済株式の総数は37,717,464株増加しております。

(3) 当事業年度末の株主数 9,074名

(4) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
JFEスチール株式会社	15,905	34.9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,941	6.5
株式会社神戸製鋼所	1,762	3.9
三井住友信託銀行株式会社	1,225	2.7
富国生命保険相互会社	1,000	2.2
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	949	2.1
岡山エスエス会	919	2.0
株式会社みずほ銀行	852	1.9
品川リフラクトリーズ社員持株会	746	1.6
日本生命保険相互会社	706	1.6

(注) 持株比率は自己株式(1,583千株)を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況

該当する事項はありません。

3 新株予約権に関する事項

該当する事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	藤原 弘之	CEO
代表取締役常務執行役員	黒瀬 芳和	エンジニアリング事業本部長、安全衛生部担当 当社グループエンジニアリングセクター長 品川ロコ株式会社代表取締役社長
代表取締役常務執行役員	市川 一	企画管理本部長兼経理部、情報システム部担当 当社グループコーポレート本部長
代表取締役常務執行役員	小形 昌徳	耐火物事業本部長 当社グループ耐火物セクター長
取締役	金重 利彦	当社グループ断熱材セクター長 イソライト工業株式会社代表取締役社長
取締役	山平 恵子	上新電機株式会社社外取締役 MIRARTHホールディングス株式会社社外取締役
取締役 (常勤監査等委員)	山下 寛文	
取締役 (監査等委員)	豊泉 貴太郎	日本生命保険相互会社社外取締役 (監査等委員) 三菱オプティ株式会社社外監査役
取締役 (監査等委員)	佐藤 正典	丸善雄松堂株式会社社外監査役
取締役 (監査等委員)	中島 茂	日精エー・エス・ビー機械株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役山平恵子、取締役(監査等委員)豊泉貴太郎、佐藤正典、中島 茂の各氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(常勤監査等委員)山下寛文氏は、長年にわたり当社の経営企画部門に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
取締役(監査等委員)豊泉貴太郎、中島 茂の両氏は、弁護士として会社法はもとより企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
取締役(監査等委員)佐藤正典氏は、公認会計士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役山平恵子、取締役(監査等委員)豊泉貴太郎、佐藤正典、中島 茂の各氏は、金融商品取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
4. 当社は、執行役員制度を採用しており、藤原弘之、黒瀬芳和、市川 一、小形昌徳の各氏が執行役員を兼務しております。

5. 当事業年度末日後の取締役の地位及び担当並びに重要な兼職の状況の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
小形昌徳	代表取締役常務執行役員 耐火物事業本部長 当社グループ耐火物セクター長	代表取締役常務執行役員 耐火物事業本部長、リサイクル事業推進部担当 当社グループ耐火物セクター長	2024年4月1日
佐藤正典	丸善雄松堂株式会社社外監査役	同社社外監査役退任	2024年4月23日

6. 当社と社外取締役及び各取締役(監査等委員)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
7. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、監査等委員会の決議により、山下寛文氏が常勤の監査等委員として選定されております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約の被保険者の範囲は当社および当社の子会社の取締役、監査役であり、被保険者は保険料を負担していません。被保険者が役員としての業務につき行った行為(不作為を含む)に起因した損害賠償請求にて被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を、当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は填補の対象としないこととしております。

(3) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針につき、コーポレートガバナンス基本方針において、「取締役・執行役員報酬等については、別に定める『取締役・執行役員報酬規定』により、報酬と当社の業績及び株主利益との連動性を高めることにより、報酬の透明性、公正性、客観性に加え、業績向上に向けたインセンティブを勘案し、適切に設定する。」と定めております。

当社は、2020年5月14日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる方針について定めております。当該取締役会の決議に際して、監査等委員会は当該方針が相当であると判断しております。また、2022年4月より社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会を設置し、役員報酬制度について取締役会の諮問を受け、議論を重ねております。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、監査等委員会からの意見が尊重されていることを確認しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1) 取締役（監査等委員を除く）の報酬に関する方針

当社では、2020年6月をもって取締役（監査等委員を除く）の退職慰労金制度を廃止し、基本報酬と退職慰労金で構成される報酬体系を、月俸・賞与・譲渡制限付株式報酬に再構成する役員報酬制度の見直しを実施、さらに2022年度より役員報酬を適正な水準とすべく改定を行いました。

また2023年5月11日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（リストラクテッド・ストック制度）を廃止し、事後交付型業績連動型株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット制度（以下「本制度」という）を導入することを決議し、本制度に関連する議案が2023年6月29日開催の第189回定時株主総会にて承認されました。

本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という）に、当社の企業価値の向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主と一層の価値共有を進めることを目的とするものであり、対象取締役に対し、毎年4月1日から1年間（以下「評価期間」という）の業績の数値基準を当社取締役会にてあらかじめ設定し、当該数値基準の達成割合に応じて算定される数の当社普通株式を、対象取締役の報酬等として付与する業績連動型の報酬制度です。なお、報酬の算定方法が適正であることについては、任意の委員会である指名・報酬委員会に諮問し、全委員一致で適正である旨の回答を得ています。

2) 監査等委員である取締役の報酬に関する方針

監査等委員である取締役についても、2020年6月をもって退職慰労金制度を廃止し、基本報酬と退職慰労金で構成される報酬体系を、月俸と譲渡制限付株式報酬（社外取締役を除く）に再構成する役員報酬制度の見直しを実施、さらに2022年度より役員報酬を適正な水準とすべく改定を行いました。

また2023年度より譲渡制限付株式報酬制度を廃止し、固定報酬のみとする制度の見直しについて、2023年5月10日監査等委員の協議により決定しました。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員 (名)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			支給額 (百万円)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く)	6	117	88	80	286
(うち社外取締役)	(1)	(10)	(-)	(-)	(10)
取締役 (監査等委員)	4	64	-	-	64
(うち社外取締役)	(3)	(36)	(-)	(-)	(36)
合計	10	182	88	80	351
(うち社外役員)	(4)	(46)	(-)	(-)	(46)

(注) 1. 業績連動報酬等及び非金銭報酬等にかかる業績指標は連結経常利益であり、その実績は当連結会計年度末日における当連結会計年度の連結経常利益見込み額150億円であります。当該指標を選択した理由は、「報酬と当社の業績及び株主利益との連動性を高めることにより、報酬の透明性、公正性、客観性に加え、業績向上に向けたインセンティブを勘案する」ためであります。当社の業績連動報酬及び非金銭報酬は、職位別に次の式にて算定されております。

業績連動報酬 = 職位別基準額 × (連結経常利益/70億円)

非金銭報酬 = 職位別基準株数 × (連結経常利益/70億円) × 当事業年度末日現在の株価

2. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割り当ての際の条件等は、「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。
3. 取締役 (監査等委員を除く) の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第186回定時株主総会において年額280百万円以内 (ただし、使用人分給与は含まない) と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く) の員数は、5名です。
また、金銭報酬とは別枠で、2023年6月29日開催の第189回定時株主総会において、株式報酬の額として年額80百万円以内、株式数の上限を年40千株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く) の員数は、5名です。
4. 取締役 (監査等委員) の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第186回定時株主総会において年額80百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員) の員数は、4名です。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況並びに当該兼職先との関係

区分	氏名	兼職先、兼職内容及び当該他の法人等との関係
取締役	山平恵子	上新電機株式会社社外取締役 当社と上新電機株式会社との間には重要な取引その他の関係はありません。
		MIRARTHホールディングス株式会社社外取締役 当社とMIRARTHホールディングス株式会社との間には重要な取引その他の関係はありません。
取締役 監査等委員	豊泉 貴太郎	日本生命保険相互会社社外取締役（監査等委員） 日本生命保険相互会社は当社株式の1.6%を所有しております。また、当社は同社との間に年金資産の運用委託等の取引関係があります。
		三菱オプティ株式会社社外監査役 当社と三菱オプティ株式会社との間には重要な取引その他の関係はありません。
取締役 監査等委員	佐藤 正典	丸善雄松堂株式会社社外監査役 当社と丸善雄松堂株式会社との間には重要な取引その他の関係はありません。
取締役 監査等委員	中島 茂	日精イー・エス・ビー機械株式会社社外監査役 当社と日精イー・エス・ビー機械株式会社との間には重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
山平恵子	当事業年度に開催した取締役会15回全てに出席しております。他社での豊富な企業経営経験と高い見識から積極的に意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
豊泉 貴太郎	当事業年度に開催した取締役会15回中14回、及び監査等委員会14回中13回に出席しております。いずれも弁護士としての専門的見地に基づき積極的に意見を述べており、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会の8回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬制度等の決定過程における監督機能を主導しております。
佐藤 正典	当事業年度に開催した取締役会15回及び監査等委員会14回全てに出席しております。いずれも公認会計士としての専門的見地に基づき積極的に意見を述べており、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会の8回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬制度等の決定過程における監督機能を担っております。
中島 茂	当事業年度に開催した取締役会15回及び監査等委員会14回全てに出席しております。いずれも弁護士としての専門的見地に基づき積極的に意見を述べており、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会の8回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬制度等の決定過程における監督機能を担っております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬	73百万円
② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	101百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはそれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 監査等委員会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況の相当性、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、上記の額に同意しました。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

そのほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の信頼性・適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会は株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

6 業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制整備

当社は、「取締役（監査等委員である取締役（以下監査等委員という）を除く。以下同じ。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制」として以下を内容とする「内部統制システム基本方針」を取締役会で決議しております。

① 取締役、執行役員及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- 1) 企業行動憲章を制定し、経営者が繰り返しその精神を当社及び子会社から成る企業集団の全従業員に伝えることにより、法令順守があらゆる企業活動の前提であることを周知徹底する。
- 2) 内部統制委員会を設置し、当社及び子会社各社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括する。内部統制委員会は取締役、執行役員及び常勤の監査等委員の内から構成し、事務局を設置する。
- 3) 内部統制委員会は、必要に応じて当社及び子会社のコンプライアンスの推進状況について監査する。
- 4) 内部統制委員会は、コンプライアンスの推進状況及び監査の結果を定期的を取締役会及び監査等委員会に報告する。
- 5) 法令上疑義のある行為等について従業員等が直接情報提供を行う手段として、コンプライアンス・ホットラインを設置する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、社内規則に則り、適切に文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査等委員は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 内部統制委員会は、当社及び子会社各社のリスクマネジメントの取り組みを横断的に統括する。
- 2) 内部統制委員会は、必要に応じて当社及び子会社のリスクマネジメントの推進状況について監査する。
- 3) 内部統制委員会は、リスクマネジメントの推進状況及び監査の結果を定期的を取締役会及び監査等委員会に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図る。

- 1) 取締役、執行役員及び従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図ると共に、この目的に基づく3事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。
- 2) 取締役会は、中期経営計画を具体化するため部門ごとの毎期の業績目標と予算を設定する。

- 3) 各部門を担当する取締役または執行役員は、各部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を構築する。
 - 4) 企画管理を担当する取締役は月次の業績につき、ITを積極的に活用したシステムにより迅速に管理会計としてデータ化し、担当取締役及び取締役に報告する。
 - 5) 取締役会は、毎月、この結果をレビューし、担当取締役に目標未達の要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。
 - 6) 取締役会の諮問機関として、取締役会が選定した取締役からなる委員で構成、その過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会を設置し、取締役候補の指名、取締役の報酬等に関する手続きの公正性、透明性、客観性を強化する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) 当社は、当社及び子会社から成る企業集団全体にわたる内部統制の構築を目指し、経営会議・グループ経営戦略会議等を通じ当社及び子会社各社間での内部統制に関する協議、情報の共用化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
そのため、当社取締役、執行役員、事業所長及び子会社社長は、当社各部門及び子会社各社の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用に関する権限と責任を有する。
当社の内部統制委員会は、当社及び子会社の内部統制に関する監査を実施し、その結果を当社取締役会・各部門及び子会社各社の責任者に報告すると共に、必要に応じて内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
 - 2) 当社は、子会社各社の一定の重要事項（損失の危険の管理に関する事項を含む）について、関係会社管理規程により当社の機関決定までの手順を義務づけ、当社の取締役会規則等に定めた決定手続き等により、審議・決定し、また報告を受ける。
 - 3) 関係会社担当取締役・執行役員は、関係会社管理規程に基づき当社のシステムに則った子会社各社のコンプライアンス及びリスクマネジメントの体制整備と、効果的かつ効率的な職務の執行に関して子会社社長に指示・助言を行うと共に、子会社各社の推進状況を監督する。
 - 4) 当社グループのサステナビリティをめぐる課題を解決すべく、代表取締役社長を委員長としたサステナビリティ委員会を設置し、SDGs及びESG投資等サステナビリティ経営を推進、取締役に定期的にその状況を報告する。
 - 5) 当社の内部監査室は、当社及び子会社各社の業務の有効性・効率性並びにコンプライアンス及びリスクマネジメントの実施状況について監査する。

- ⑥ 監査等委員会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
- 1) 監査等委員会事務局に専任者を置き、監査等委員会は、その運営、監査業務の補助を行わせる。
 - 2) 監査等委員会が求めた場合の監査等委員の職務を補助する使用人は内部監査室員の内より選出し、監査等委員の指示を確実に遂行するものとする。
 - 3) 監査等委員の職務を補助する使用人の異動については、監査等委員会の意向を踏まえた上で決定する。
- ⑦ 当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- 1) 当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人は、必要に応じまたは監査等委員会の要請に応じ、監査等委員会に対して職務の執行状況を報告する。
 - 2) 内部監査室は、内部監査の実施状況を監査等委員会に報告する。
 - 3) 内部統制委員会は、監査等委員会に対して当社及び子会社から成る企業集団全体に重大な影響を及ぼす事項、内部統制に関する監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインに関する状況を速やかに報告する。
 - 4) 監査等委員会が必要と判断した事項については取締役、執行役員及び使用人が速やかに報告する。
- ⑧ 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制
- 当社は、コンプライアンス・ホットラインへの連絡相談者及び監査等委員会への報告者については不利な取り扱いを受けないことを確保する。
- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行に生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査等委員の職務執行に必要な費用について請求があった場合、特に不合理なものでなければ前払または償還に応じる。
- ⑩ その他監査等委員会による監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査等委員会は、代表取締役社長、会計監査人、内部監査室とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとしている。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の「内部統制システム基本方針」に基づき、取締役及び常勤の監査等委員で構成する内部統制委員会にコンプライアンス委員会・リスクマネジメント委員会を設け、内部統制システムの整備・運用にあたっています。また「コーポレートガバナンス基本方針」を定め、ガバナンス体制のさらなる強化を図っています。当事業年度における主な運用状況は以下のとおりです。

① コンプライアンス

当社及び子会社の役職員の行動規範として定められた「品川リフラクトリーズ行動憲章」及び「コンプライアンス・マニュアル」に従い、各種研修を実施し、「内部通報規定」により外部弁護士・常勤監査等委員等が受け付けるコンプライアンス・ホットライン窓口を社内報で毎号紹介するなど、コンプライアンス意識の醸成に努めております。また、2022年6月の公益通報者保護法改正に伴い、内部通報体制の見直しを行いました。

② リスクマネジメント

「リスクマネジメント基本方針」及び「リスク管理規程」に基づき、企業活動の継続的・安定的な推進を阻害する潜在的なリスクを最小化し、異常事態や緊急事態の発生への即応を可能とするため、定期的に重要リスクを評価し対策を定める活動を推進しています。また財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、グループ全体で有効かつ適切な内部統制を整備・構築し、継続的に改善の上運用しているかについて内部統制評価を実施いたしました。

③ 取締役会による監督等

当社取締役会は法令・定款等への適合性や経営方針の策定等、経営に関する重要事項を決定し、月次の業績をレビューし改善策を検討する等合理的な経営判断に基づく取締役の業務執行の妥当性等について監督いたしました。

④ 監査等委員会による監査等

当社監査等委員会は監査方針・計画を協議決定し、常勤の監査等委員が経営会議に出席し取締役の業務執行を監督すると共に社外監査等委員と情報を共有しています。また代表取締役社長、会計監査人と意見交換を行うことにより、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の順守状況の監査を実施いたしました。

7 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、総合耐火物メーカーである当社の経営においては、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、当社グループに与えられた社会的な使命、それら当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を構成する要素等への理解が不可欠です。これらを継続的に維持、向上させていくためには、当社グループの企業価値の源泉である、①伝統の中で蓄積された豊富なノウハウと技術開発力、②高品質の製品を開発し提供することを可能とする国内外の拠点、③永年の間に築き上げたお客様・お取引先との信頼関係、④地域との共生及び環境保全への取り組み等を機軸とした中長期的な視野を持った経営的な取り組みが必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうか等買付者による大規模な買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社グループに与える影響や、買付者が考える当社グループの経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討する上で重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模な買付行為を行う買付者において、株主の皆様判断のために、当社が設定し事前に開示する一定のルールに従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ当社取締役会または株主総会が対抗措置発動の可否について決議を行った後のみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるものものないとは言えません。当社は、かかる大規模な買付行為に対して、当社取締役会が本対応方針に従って適切と考える方策をとることが、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

当社グループは、基本方針の実現に資する特別な取り組みとして、耐火物関連事業、エンジニアリング事業及びその他関連事業において競争を勝ち抜くために、拡販とその背景となる顧客満足度の向上を最重要課題に掲げ、営業・生産活動に励むとともに、さらなるグローバル化を指向しグループとして事業規模の拡大を追求しております。特に設備と人材の基盤整備に注力しており、これらの基盤整備を車の両輪とし、安定した収益体制を確立することにより、株主の皆様のご期待に応えるべくグループ一丸となって邁進する所存であります。

さらに、当社グループは、株主、お客様・お取引先、地域社会、社員等多くのステークホルダーの期待・信頼に応えるべく、収益の拡大による経営基盤の強化を図る一方、社会の信頼を得られる企業であり続けようとする姿勢を徹底することで企業価値ひいては株主共同の利益の向上に努めております。コーポレート・ガバナンスはそのための土台と考えております。当社は、経営理念に基づき適切な企業運営を行い、全てのステークホルダーの信頼をより確かなものとするため、高いコンプライアンス意識のもと、経営の透明性を確保し、公明正大かつ効率的で健全な経営の実践に向け、コーポレート・ガバナンス体制の強化・充実と効率的運用に努めるべく、2015年11月、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方・基本方針に相当する「コーポレートガバナンス基本方針」を制定、翌2016年6月には監査等委員会設置会社の制度を採用し、独立社外取締役が過半数を占める監査等委員会が監査・監督を行って参りました。また、内部統制体制の強化策として監査等委員会事務局を設置して専任の常勤スタッフを2名配置しております。2022年6月には独立社外取締役を1名増員し、現在は取締役10名、うち独立社外取締役4名の構成としております。

取締役の報酬に関しては、2020年6月に退職慰労金を廃止し株式報酬制度を導入、2022年4月に取締役会の諮問を受け議論を重ねる場として、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会を設立しております。

これらにより、取締役会の活性化及び意思決定機能、監視・監督機能の一層の強化を図ることで、コーポレート・ガバナンスの実効性向上に努めております。このような体制整備のほか、当社グループでは情報開示の充実がコーポレート・ガバナンスにとって有効な機能を果たすと考えており、各種の会社情報を適時、適切にかつ積極的に開示することによって、株主の皆様やその他外部からのチェック機能を高め、経営の透明度を高めることを今後とも充実させていきたいと考えております。

(3) 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、2023年5月11日開催の当社取締役会において、(1)で述べた会社支配に関する基本方針に照らし、「当社株式の大規模買付行為への対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）の継続を決議し、本対応方針の継続については、2023年6月29日開催の第189回定時株主総会に付議し、承認可決されました。

本対応方針は、当社株式等について20%以上となる買付行為等が行われる場合に、①当該買付者が当社取締役会に対して当該買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ③当社取締役会または株主総会が対抗措置の発動の可否について決議を行った後に当該買付行為を開始する、という大規模買付ルールへの遵守を当該買付者に求める一方で、当該買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合または当該買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、独立委員会への諮問を経た上で新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとることがあります。

なお、本対応方針の有効期間は2026年3月期の事業年度に関する定時株主総会終結の時までです。

本対応方針の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.shinagawa.co.jp/news/>）に掲載する2023年5月11日付ニュースリリースをご覧ください。

(4) 本対応方針に対する判断及びその理由

(2)に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組みは、(2)に記載したとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものと判断しております。

また、(3)に記載した本対応方針も、(3)に記載したとおり、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるために導入したものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものと判断しております。特に、本対応方針は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、対抗措置の発動または不発動の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、必要に応じて対抗措置発動の可否について株主総会に諮ることとなっていること、本対応方針の有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

		(単位：百万円)	
科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	97,566	流動負債	53,488
現金及び預金	19,515	支払手形及び買掛金	18,097
受取手形、売掛金及び契約資産	40,252	電子記録債務	1,771
電子記録債権	3,853	短期借入金	19,122
有価証券	1,864	リース債務	76
商品及び製品	13,206	未払金	2,664
仕掛品	4,554	未払費用	2,543
原材料及び貯蔵品	12,986	未払法人税等	4,352
その他	1,380	未払消費税等	1,153
貸倒引当金	△48	賞与引当金	1,666
固定資産	57,570	環境対策引当金	470
有形固定資産	37,516	災害損失引当金	293
建物及び構築物	12,760	役員賞与引当金	317
機械装置及び運搬具	10,060	その他	957
土地	9,680	固定負債	14,681
リース資産	381	長期借入金	8,567
建設仮勘定	3,936	リース債務	313
その他	696	繰延税金負債	2,642
無形固定資産	5,224	役員退職慰労引当金	234
のれん	1,603	環境対策引当金	5
その他	3,620	退職給付に係る負債	2,147
投資その他の資産	14,829	長期預り保証金	477
投資有価証券	9,752	その他	292
繰延税金資産	884	負債合計	68,170
退職給付に係る資産	3,256	(純資産の部)	
その他	1,059	株主資本	75,432
貸倒引当金	△123	資本金	3,300
資産合計	155,137	資本剰余金	450
		利益剰余金	74,178
		自己株式	△2,496
		その他の包括利益累計額	7,992
		その他の有価証券評価差額金	4,034
		繰延ヘッジ損益	5
		為替換算調整勘定	3,696
		退職給付に係る調整累計額	256
		非支配株主持分	3,542
		純資産合計	86,967
		負債純資産合計	155,137

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		144,175
売上原価		111,142
売上総利益		33,032
販売費及び一般管理費		19,144
営業利益		13,887
営業外収益		
受取利息	165	
受取配当金	378	
持分法による投資利益	79	
為替差益	366	
保険配当金	56	
助成金収入	4	
その他	413	1,464
営業外費用		
支払利息	219	
固定資産税	19	
その他	210	449
経常利益		14,903
特別利益		
固定資産売却益	6,564	
投資有価証券売却益	2,102	
国庫補助金	57	
その他	0	8,725
特別損失		
固定資産処分損	99	
固定資産圧縮損	57	
減損損失	422	
災害による損失	395	
事業構造改善費用	20	
特別退職金	22	1,018
税金等調整前当期純利益		22,611
法人税、住民税及び事業税	7,054	
法人税等調整額	△215	6,839
当期純利益		15,771
非支配株主に帰属する当期純利益		490
親会社株主に帰属する当期純利益		15,280

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2023年4月1日 期首残高	3,300	455	61,330	△245	64,840
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,432		△2,432
親会社株主に帰属する 当期純利益			15,280		15,280
自己株式の取得				△2,251	△2,251
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		△4			△4
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△4	12,848	△2,251	10,592
2024年3月31日 期末残高	3,300	450	74,178	△2,496	75,432

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
2023年4月1日 期首残高	2,443	3	991	△162	3,275	3,310	71,425
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△2,432
親会社株主に帰属する 当期純利益							15,280
自己株式の取得							△2,251
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動							△4
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	1,591	1	2,704	419	4,716	232	4,948
連結会計年度中の変動額合計	1,591	1	2,704	419	4,716	232	15,541
2024年3月31日 期末残高	4,034	5	3,696	256	7,992	3,542	86,967

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	51,320
現金及び預金	6,113
受取手形	1,570
電子記録債権	2,151
売掛金	23,604
契約資産	106
商品及び製品	6,852
仕掛品	2,765
半成工事	64
原材料及び貯蔵品	6,309
前払費用	43
未収入金	1,408
関係会社短期貸付金	179
その他	156
貸倒引当金	△6
固定資産	63,668
有形固定資産	20,418
建物	6,519
構築物	645
機械及び装置	4,005
車両運搬具	266
工具、器具及び備品	214
原料地及び山林	166
土地	5,239
建設仮勘定	3,361
無形固定資産	375
ソフトウェア	362
その他	13
投資その他の資産	42,873
投資有価証券	8,601
関係会社株式	18,046
関係会社出資金	14,066
関係会社長期貸付金	10
前払年金費用	1,874
その他	380
貸倒引当金	△106
資産合計	114,988

(単位：百万円)

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	36,874
電子記録債務	1,349
買掛金	9,746
短期借入金	13,530
1年内返済予定の長期借入金	3,374
未払金	2,177
未払費用	1,181
未払法人税等	2,989
未払消費税等	829
前受金	59
賞与引当金	760
環境対策引当金	470
役員賞与引当金	298
その他	106
固定負債	12,800
長期借入金	8,310
繰延税金負債	2,516
退職給付引当金	1,278
役員退職慰労引当金	190
環境対策引当金	5
長期預り保証金	258
長期未払金	240
負債合計	49,674
(純資産の部)	
株主資本	61,269
資本金	3,300
資本剰余金	5,036
資本準備金	635
その他資本剰余金	4,400
利益剰余金	55,429
利益準備金	825
その他利益剰余金	54,604
固定資産圧縮積立金	1,709
別途積立金	5,000
繰越利益剰余金	47,895
自己株式	△2,496
評価・換算差額等	4,044
その他有価証券評価差額金	4,038
繰延ヘッジ損益	5
純資産合計	65,314
負債純資産合計	114,988

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		87,883
売上原価		72,010
売上総利益		15,872
販売費及び一般管理費		9,540
営業利益		6,332
営業外収益		
受取利息	55	
受取配当金	1,618	
為替差益	465	
その他	182	2,321
営業外費用		
支払利息	133	
固定資産税	11	
その他	86	230
経常利益		8,422
特別利益		
固定資産売却益	6,102	
投資有価証券売却益	1,437	
国庫補助金	57	
その他	0	7,598
特別損失		
固定資産処分損	70	
固定資産圧縮損	57	
減損損失	422	
災害による損失	22	
事業構造改善費用	20	593
税引前当期純利益		15,427
法人税、住民税及び事業税	3,848	
法人税等調整額	278	4,126
当期純利益		11,301

株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			繰越利益 剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	利益準備金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金				
2023年4月1日 期首残高	3,300	635	4,400	825	1,915	5,000	38,821	△245	54,652	
事業年度中の変動額										
固定資産圧縮積立金の取崩					△206		206		-	
剰余金の配当							△2,432		△2,432	
当期純利益							11,301		11,301	
自己株式の取得								△2,251	△2,251	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)										
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△206	-	9,074	△2,251	6,617	
2024年3月31日 期末残高	3,300	635	4,400	825	1,709	5,000	47,895	△2,496	61,269	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
2023年4月1日 期首残高	2,192	3	2,196	56,849
事業年度中の変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩				-
剰余金の配当				△2,432
当期純利益				11,301
自己株式の取得				△2,251
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	1,845	1	1,847	1,847
事業年度中の変動額合計	1,845	1	1,847	8,464
2024年3月31日 期末残高	4,038	5	4,044	65,314

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

品川リフラクトリーズ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 猪俣 雅 弘
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 岩 崎 宏 明
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、品川リフラクトリーズ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、品川リフラクトリーズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

品川リフラクトリーズ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 猪俣 雅 弘
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 岩 崎 宏 明

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、品川リフラクトリーズ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第190期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第190期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役等からその整備・運用状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び会計監査人有限責任あずさ監査法人から受けております。
- ④事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月10日

品川リフラクトリーズ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 山下 寛 文 ㊟

監査等委員 豊 泉 貫太郎 ㊟

監査等委員 佐 藤 正 典 ㊟

監査等委員 中 島 茂 ㊟

(注) 監査等委員豊泉貫太郎、佐藤正典及び中島茂は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 23社

主要な連結子会社の名称

イソライト工業(株)、(株)セラテクノ、品川ゼネラル(株)、品川ロコー(株)

品川ファインセラミックス(株)、瀋陽品川冶金材料有限公司

シナガワ リフラクトリーズ オーストラレイシア Pty. Ltd.

シナガワ リフラクトリーズ オーストラレイシア NZ Ltd.

PT シナガワ リフラクトリーズ インドネシア

シナガワ アドバンスト マテリアルズ アメリカズ Inc.

SG シナガワ リフラクトリーズ インディア Pvt.Ltd.

遼寧品川和豊冶金材料有限公司

Shinagawa Refractories Korea Corporation

Shinagawa Refratários do Brasil Ltda. (2023年4月4日付でSR do Brasil Ltda.より商号変更)

Shinagawa Specialty Ceramics Americas LLC

イソライト建材(株) 他7社

当連結会計年度において、コムイノベーション(株)の全株式を取得して同社を完全子会社としたため、連結の範囲に含めております。

当連結会計年度において、当社の連結子会社であったShinagawa Participações do Brasil Ltda. は、当社の連結子会社であるShinagawa Refratários do Brasil Ltda. (2023年4月4日付でSR do Brasil Ltda.より商号変更) を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用関連会社の数 2社

持分法適用関連会社の名称

イソライト ファンシン (タイワン) Co.,Ltd.

I T M - U N I F R A X (株)

(2) 持分法を適用していない関連会社(済南魯東耐火材料有限公司他3社)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法適用の関連会社は全て決算日が12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち瀋陽品川冶金材料有限公司、シナガワ リフラクトリーズ オーストラレイシア Pty. Ltd.、シナガワ リフラクトリーズ オーストラレイシア NZ Ltd.、PT シナガワ リフラクトリーズ インドネシア、シナガワ アドバンスト マテリアルズ アメリカズ Inc.、遼寧品川和豊冶金材料有限公司、Shinagawa Refractories Korea Corporation、Shinagawa Refratários do Brasil Ltda. (2023年4月4日付でSR do Brasil Ltda.より商号変更)、Shinagawa Specialty Ceramics Americas LLC及び他6社の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

評価基準は主として原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品及び製品については主として先入先出法、仕掛品、原材料及び貯蔵品については、主として移動平均法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

(当社及び国内連結子会社)

建物の一部、当社の西日本工場各製造部の一部、エンジニアリング事業部各事業所の一部、一部の国内連結子会社、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法、その他については定率法によっております。

なお、耐用年数については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(在外連結子会社)

定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

④ 投資その他の資産

長期前払費用については、定額法によっております。なお、耐用年数については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職一時金支払に備えるため、役員退職金支給内規に基づく当連結会計年度末要支給額の総額を計上しております。

⑤ 環境対策引当金

法令により義務付けられている廃棄物処理等の環境対策を目的とした支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上しております。

⑥ 災害損失引当金

令和6年能登半島地震により被災した資産の復旧等に要する支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年、ただしイソライト工業㈱は5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 耐火物、断熱材及びセラミックス

耐火物、断熱材及びセラミックスセグメントにおいては、製商品の支配が顧客に移転することによって顧客との契約における履行義務が充足されたときに収益を認識しております。支配は顧客との契約に従い顧客の製商品の検収時に移転します。

なお、一部の連結子会社では、一部の製商品の販売については他の当事者が関与しております。その性質は有償支給取引であることから、当該他の当事者により製商品が提供されるように手配することが当該連結子会社の履行義務であり、約束の履行に対する主たる責任、在庫リスク、価格設定の裁量権等を考慮すると、代理人として取引を行っていると判断しております。有償支給取引においては、顧客から受領する対価から関連する仕入原価を控除した加工代相当額のみを純額で収益として認識しております。

約束された対価は履行義務の充足時点から概ね4か月で支払を受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

売上高（取引価格）は製品と交換時に当社が受け取ると見込んでいる対価の金額であり、第三者のために回収する金額は除いております。

② エンジニアリング

エンジニアリングセグメントにおいては、工事請負契約を顧客と締結しております。当該契約については、当社の履行により他に転用できる資産を創出せず、かつ、現在までに完了した履行に対する支払を受ける強制可能な権利を有していることから、資産の支配を一定の期間にわたって顧客に移転していると考えております。履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができるものにおいて、当該進捗度に基づいて収益を一定の期間にわたり認識することとしております。履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができる時まで、一定の期間にわたり充足される履行義務について原価回収基準を適用し、発生した費用のうち回収することが見込まれる部分と同額を収益として認識しております。上記にかかわらず、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

約束された対価は履行義務の充足時点から概ね4か月で支払を受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

売上高（取引価格）は工事の完了時に当社が受け取ると見込んでいる対価の金額であり、第三者のために回収する金額は除いております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における非支配株主持分及び為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理によっております。ただし、振当処理の要件を満たしている為替予約取引については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ取引、為替予約取引

ヘッジ対象：借入金利息、外貨建金銭債権債務、外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

金利変動による支払金利の増加リスクの減殺、為替相場変動によるリスクの回避等の目的で行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

なお、それぞれの手段において特例処理及び振当処理の要件を満たしている場合は、有効性の評価は省略しております。また、繰延ヘッジ処理を採用している場合で、ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ行為の開始時及びその後も継続して相場変動またはキャッシュ・フロー変動を完全に相殺すると想定することができる場合、有効性の評価は省略しております。

会計方針の変更に関する注記

(在外子会社等の収益及び費用の換算方法の変更)

在外子会社等の収益及び費用は、従来、当該在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算しておりましたが、当連結会計年度より期中平均相場により円貨に換算する方法に変更しております。この変更は、昨今の為替変動が著しい経済情勢の中、当社グループのブラジル及び米国を中心とした海外事業の拡大に伴い、在外子会社等の売上高及び損益の重要性が今後さらに増加することが見込まれることから、一時的な為替相場の変動による期間損益への影響を緩和し、連結会計年度を通じて発生する在外子会社等の業績をより適切に連結計算書類に反映させるために行ったものであります。

なお、当該会計方針の変更による影響額は軽微であるため、遡及適用は行っておりません。

収益認識に関する注記

1. 当期の収益の分解情報

(1) 地域別の内訳

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計
	耐火物	断熱材	セラミックス	エンジニアリング	計		
地域別							
日本	64,732	9,809	1,732	24,034	100,309	—	100,309
アジア・オセアニア	15,597	4,933	3	1	20,535	—	20,535
北米	5,685	199	1,710	22	7,618	—	7,618
南米	12,083	4	—	—	12,087	—	12,087
その他海外	240	2,482	6	—	2,728	—	2,728
顧客との契約から生じる収益	98,339	17,427	3,453	24,058	143,279	—	143,279
その他の収益	—	—	—	—	—	895	895
外部顧客への売上高	98,339	17,427	3,453	24,058	143,279	895	144,175

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸事業であります。

2. その他の収益は、リース取引に関する会計基準に基づく賃貸収入等であります。

3. 従来、「耐火物及び関連製品」に含めて記載していた「耐火物」、「断熱材」及び「セラミックス」については、当連結会計年度より量的な重要性が増したため、報告セグメントとして記載する方法に変更しております。また、従来、報告セグメントとして記載していた「不動産」については、当連結会計年度より量的な重要性が減少したため、「その他」に含めて記載しております。

4. 従来、顧客との契約から生じる収益の区分として記載していた「その他海外」については、当連結会計年度より「北米」、「南米」及び「その他海外」として記載しております。

(2) 収益の認識時期

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計
	耐火物	断熱材	セラミックス	エンジニアリング	計		
収益認識の時期							
一時点で移転される財又はサービス	97,964	17,427	3,453	21,547	140,394	—	140,394
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	374	—	—	2,510	2,885	—	2,885
顧客との契約から生じる収益	98,339	17,427	3,453	24,058	143,279	—	143,279
その他の収益	—	—	—	—	—	895	895
外部顧客への売上高	98,339	17,427	3,453	24,058	143,279	895	144,175

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸事業であります。

2. その他の収益は、リース取引に関する会計基準に基づく賃貸収入等であります。
3. 収益認識に関する会計基準の適用指針第95項に定める代替的な取扱いを適用することにより、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識している工事契約については、一時点で移転される財又はサービスに含めております。
4. 従来、「耐火物及び関連製品」に含めて記載していた「耐火物」、「断熱材」及び「セラミックス」については、当連結会計年度より量的な重要性が増したため、報告セグメントとして記載する方法に変更しております。また、従来、報告セグメントとして記載していた「不動産」については、当連結会計年度より量的な重要性が減少したため、「その他」に含めて記載しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しております。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	37,110
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	43,998
契約資産（期首残高）	48
契約資産（期末残高）	107
契約負債（期首残高）	152
契約負債（期末残高）	82

連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は、受取手形、売掛金及び契約資産並びに電子記録債権に含まれており、契約負債は、流動負債のその他に含まれております。

契約資産は、主として一定の期間にわたり履行義務が充足される契約において、収益を認識したが、未請求の作業に係る対価に関連するものであります。契約資産は支払に対する権利が無条件になった時点で営業債権に振り替えられます。

契約負債は、主としてサービスの提供時に収益を認識する契約について、顧客から受け取った前受対価に関連するものであります。

当連結会計年度において、契約資産が59百万円増加した主な理由は、未請求の建設工事の増加によるものであります。また、当連結会計年度において、契約負債が69百万円減少した主な理由は、前受対価を受け取った建設工事の収益認識によるものであります。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（例えば、取引価格の変動）の額はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない金額はありません。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりであります。

棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度の連結計算書類に計上した棚卸資産30,747百万円には、当社の保有する耐火物セグメントに属する製品4,788百万円が含まれており、総資産の3%を占めております。

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

棚卸資産の評価基準は主として原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）によっており、取得原価と連結会計年度末における正味売却価額のいずれか低い方の金額で評価しております。

また、長期間にわたって未販売となっている在庫等（以下、滞留在庫）が生じた場合には、過去の販売実績等から将来の販売可能性を判断し、帳簿価額の切下げの要否を検討しております。販売可能性が無いと判断した滞留在庫の処分可能価額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を処分可能価額まで減額し、当該減少額を売上原価として計上しております。

耐火物セグメントの製品（以下、耐火物等）は、主として大手製鉄所の製銑及び製鋼設備等向けに販売されております。これらに使用する耐火物等は、当該設備に合わせた仕様となっており、維持可能な使用回数や期間（以下、耐用期間）が概ね決まっております。当該設備等自体が廃炉や大幅な仕様変更等にならない限り、耐用期間の経過した耐火物等の交換や補修工事は継続的に発生することが想定されております。

しかし、耐火物等の将来の受注は、耐火物等を取り巻く経営環境に大きく影響を受けております。鉄鋼の国内需要低下に伴い大手製鉄所が生産調整や稼働停止をした場合には、耐火物等の需要が低下する可能性があります。また、国内外の競合他社との競争は耐火物等の技術革新により激化しております。このような経営環境において、耐火物等の将来の受注見込みは、経営者がコントロール不能な要因によって大きく変動する可能性があるため、その予測には高い不確実性を伴います。このため、棚卸資産の評価の主要な仮定である将来の受注見込みの予測は、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物及び構築物	395百万円
土地	917
計	<u>1,312</u>

上記に対する債務

長期借入金（1年内返済予定額含む）	196百万円
-------------------	--------

3. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	84,247百万円
----------------	-----------

4. 国庫補助金により有形固定資産の取得価額から直接減額した累計額

国庫補助金受入による有形固定資産の圧縮記帳累計額	100百万円
--------------------------	--------

5. 偶発債務

受取手形裏書譲渡高	274百万円
-----------	--------

6. 連結会計年度末日満期手形等

連結会計年度末日満期手形等の会計処理については、手形交換日又は決済日をもって決済処理しております。なお、当連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形等が当連結会計年度末残高に含まれております。

受取手形	589百万円
電子記録債権	289
支払手形	4
電子記録債務	131

7. 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

受取手形	3,973百万円
売掛金	36,171
契約資産	107

8. その他のうち、契約負債の金額は、「収益認識に関する注記 3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報」に記載しております。

連結損益計算書に関する注記

1. 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。
2. 売上高について、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「収益認識に関する注記 1. 当期の収益の分解情報」に記載しております。

3. 減損損失の内容

当連結会計年度において当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

対象と所在地	用途	種類	減損損失 (百万円)
湯本工場 (福島県いわき市)	不定形耐火物製造	機械装置及び運搬具	4
鹿島工場 (茨城県鉾田市)	不定形耐火物製造	建物及び構築物 機械装置及び運搬具	176 161
岡山工場 (岡山県備前市)	遊休資産	建物及び構築物 機械装置及び運搬具	29 0
赤穂工場 (兵庫県赤穂市)	遊休資産	建物及び構築物 土地	17 32
		合計	422

減損損失を把握するにあたっては事業別を基本とし、事業所別の製品群を単位に資産をグルーピングし、それぞれ独立したキャッシュ・フローを生み出す単位としております。なお、賃貸等不動産及び遊休資産については、個々の物件を単位としております。

当連結会計年度におきまして、不定形耐火物の生産集約のため、湯本工場の一部製品の生産移管の意思決定をし、その生産設備のうち、生産移管後に使用見込みのない設備について、残存帳簿価額を減損損失として計上いたしました。

当社鹿島工場について、需要先業界の生産体制見直しによる販売数量の減少等により収益性の低下が見込まれたため、資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上いたしました。

当社岡山工場と赤穂工場の遊休資産のうち、正味売却価額が資産の帳簿価額を下回る資産グループについて、それぞれ帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上いたしました。

当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額としております。正味売却価額により回収可能価額を測定するものについては、固定資産税評価額を合理的に調整した価額等を基に算定しております。使用価値は将来キャッシュ・フロー（割引率は9.1%）に基づき算定しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	9,429千株	37,717千株	一千株	47,146千株

(注) 発行済株式の数の増加は、株式分割によるものであります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	72千株	1,511千株	一千株	1,583千株

(注) 自己株式の数の増加は、株式分割による増加290千株、取締役会決議に基づく市場買付による増加1,220千株及び単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通 株式	935	100.0	2023年3月31日	2023年6月30日
2023年11月2日 取締役会	普通 株式	1,497	160.0	2023年9月30日	2023年12月1日

(注) 2023年10月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額」につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通 株式	利益剰 余金	1,640	36.0	2024年3月31日	2024年6月28日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金並びに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券は主に債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは取引管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額304百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、有価証券、支払手形及び買掛金、電子記録債務、及び短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (* 1)	時価 (* 1)	差 額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	9,448	9,448	—
資産計	9,448	9,448	—
(2) 長期借入金 (* 2)	(12,220)	(12,191)	29
負債計	(12,220)	(12,191)	29
(3) デリバティブ取引 (* 3)	(8)	(8)	—

(* 1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(* 2) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(* 3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	9,442	—	—	9,442
投資信託	—	5	—	5
デリバティブ取引				
通貨関連	—	△17	—	△17
金利関連	—	8	—	8
資産計	9,442	△3	—	9,439

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	12,191	－	12,191
負債計	－	12,191	－	12,191

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。投資信託は取引機関が公表する基準価格を用いて評価しております。投資信託は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップ及び為替予約の時価は店頭取引であり、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のマンション、土地を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額及び時価については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
4,491	15,447

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,830円98銭

1株当たり当期純利益 328円46銭

(注) 当社は、2023年10月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

(子会社の設立)

当社は、2024年3月6日開催の取締役会において、以下のとおり子会社を設立することを決議し、2024年4月1日付で設立いたしました。

1. 設立の目的

当社グループは、第5次中期経営計画（2021～2023年度）において、「国内鉄鋼需要の漸減化においても、お客様の様々なニーズに即した新商品の提供とこれまでの生産基盤強化で得られた競争力を更に伸長させ、過去最高業績を目指す」ことを基本方針としました。その実現のための重要施策の一つとして、「海外ビジネスの強化・拡大」を掲げ、海外の現地パートナーとの連携深化やM&Aを通じた事業の強化・拡大を推進してまいりました。

新会社が当社グループに加わることで、製品ラインナップの充実やサービスの向上を図り、多岐に亘るお客様ニーズへの対応力を強化することにより、インドネシア市場はもとより、アセアン地域への一層の事業拡大を図っていきたいと考え、設立に至りました。

2. 設立した子会社の概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 名称 | PT. Shinagawa Refratech Perkasa |
| (2) 所在地 | インドネシア ボゴール市 |
| (3) 事業の内容 | 不定形耐火物の製造・販売及び定形耐火物等の仕入販売 |
| (4) 資本金 | 222,719百万ルピア |
| (5) 設立の時期 | 2024年4月1日 |
| (6) 出資比率 | 当社 51% (PT. Refratech MandalaPerkasa 49%) |

3. 取得した株式の数、取得価額

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 取得株式数 | 113,587株 |
| (2) 取得価額 | 157,100百万ルピア |

企業結合に関する注記

(企業結合に係る暫定的な会計処理の確定)

2022年12月29日に行われたSR do Brasil Ltda (2023年4月4日付でShinagawa Refratários do Brasil Ltda.に商号変更)及びSaint-Gobain Ceramics & Plastics, Inc.との企業結合について、前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度に確定しております。

この暫定的な会計処理の確定に伴い、取得原価の当初配分額に重要な見直しが反映されており、暫定的に算定されたのれんの金額6,256百万円は、会計処理の確定により5,136百万円減少し、1,119百万円となっております。また、前連結会計年度末ののれんは5,136百万円減少し、商品及び製品は245百万円、建物及び構築物は646百万円、機械装置及び運搬具は557百万円、土地は1,086百万円、無形固定資産その他は2,599百万円それぞれ増加しております。

(共通支配下の取引等)

(子会社株式の追加取得)

当社は、2023年10月19日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるSG シナガワ リフラクトリーズ インディア Pvt Ltd.の株式を追加取得し、完全子会社化することを決議いたしました。また、2023年10月26日付で株式譲渡契約を締結し、2023年11月30日付で株式を取得いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

① 結合当事企業の名称

SG シナガワ リフラクトリーズ インディア Pvt Ltd. (当社の連結子会社)

② 事業の内容

耐火物の製造及び販売

(2) 企業結合日

2023年11月30日 (みなし取得日 2023年12月31日)

(3) 企業結合の法的形式

非支配株主からの株式取得

(4) 結合後企業の名称

変更ありません。

(5) その他取引の概要に関する事項

追加取得した株式の議決権比率は49%であり、当該取引によりSG シナガワ リフラクトリーズ インディア Pvt Ltd.を当社の完全子会社といたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

3. 子会社株式を追加取得した場合に掲げる事項

取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	155百万円
取得原価		155

4. 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

(1) 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

(2) 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額

4百万円

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) 棚卸資産

評価基準は原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品及び製品については先入先出法、半成工事について個別法、仕掛品、原材料及び貯蔵品については、主として移動平均法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物の一部、西日本工場各製造部の一部、エンジニアリング事業部各事業所の一部、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法、その他については定率法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 投資その他の資産

長期前払費用について、定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法によりそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

執行役員の退職一時金支払に備えるため、役員退職金支給内規に基づく当事業年度末要支給額の総額を計上しております。

(6) 環境対策引当金

法令により義務付けられている廃棄物処理等の環境対策を目的とした支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 耐火物

耐火物セグメントにおいては、製商品の支配が顧客に移転することによって顧客との契約における履行義務が充足されたときに収益を認識しております。支配は顧客との契約に従い顧客の製商品の検収時に移転します。

約束された対価は履行義務の充足時点から概ね4か月で支払を受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

売上高（取引価格）は製品と交換時に当社が受け取ると見込んでいる対価の金額であり、第三者のために回収する金額は除いております。

(2) エンジニアリング

エンジニアリングセグメントにおいては、工事請負契約を顧客と締結しております。当該契約については、当社の履行により他に転用できる資産を創出せず、かつ、現在までに完了した履行に対する支払を受ける強制可能な権利を有していることから、資産の支配を一定の期間にわたって顧客に移転していると考えております。履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができるものにおいて、当該進捗度に基づいて収益を一定の期間にわたり認識することとしております。履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができる時まで、一定の期間にわたり充足される履行義務について原価回収基準を適用し、発生した費用のうち回収することが見込まれる部分と同額を収益として認識しております。上記にかかわらず、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

約束された対価は履行義務の充足時点から概ね4か月で支払を受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

売上高（取引価格）は工事の完了時に当社が受け取ると見込んでいる対価の金額であり、第三者のために回収する金額は除いております。

5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理によっております。ただし、振当処理の要件を満たしている為替予約取引については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ取引、為替予約取引

ヘッジ対象：借入金利息、外貨建金銭債権債務、外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

金利変動による支払金利の増加リスクの減殺、為替相場変動によるリスクの回避等の目的で行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

なお、それぞれの手段において特例処理及び振当処理の要件を満たしている場合は、有効性の評価は省略しております。また、繰延ヘッジ処理を採用している場合で、ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ行為の開始時及びその後も継続して相場変動またはキャッシュ・フロー変動を完全に相殺すると想定することができる場合、有効性の評価は省略しております。

7. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

棚卸資産 15,993百万円

2. 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

「連結注記表 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

貸借対照表に関する注記

- 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。
- 資産に係る減価償却累計額
有形固定資産の減価償却累計額 44,555百万円
- 国庫補助金により有形固定資産の取得価額から直接減額した累計額
国庫補助金受入れによる有形固定資産の圧縮記帳累計額 100百万円
- 偶発債務
下記会社の金融機関等からの借入債務につき、保証を行っております。
PT シナガワ リフラクトリーズ インドネシア 211百万円 (うち211百万円は根保証)
シナガワ アドバンスト マテリアルズ アメリカズ Inc. 393 (うち393百万円は根保証)
計 605 (うち605百万円は根保証)
- 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
短期金銭債権 16,473百万円
短期金銭債務 1,747
- 事業年度末日満期手形等
事業年度末日満期手形等の会計処理については、手形交換日又は決済日をもって決済処理しております。
なお、当事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の事業年度末日満期手形等が当事業年度末残高に含まれております。
受取手形 329百万円
電子記録債権 130

損益計算書に関する注記

- 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。
- 関係会社との取引高
売上高 55,501百万円
仕入高 9,824
営業取引以外の取引高 1,463

3. 減損損失の内容

当事業年度において当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

対象と所在地	用途	種類	減損損失 (百万円)
湯本工場 (福島県いわき市)	不定形耐火物製造	機械及び装置	4
鹿島工場 (茨城県銚田市)	不定形耐火物製造	建物	168
		構築物	7
		機械及び装置	160
		車両運搬具	0
岡山工場 (岡山県備前市)	遊休資産	建物	28
		構築物	1
		機械及び装置	0
赤穂工場 (兵庫県赤穂市)	遊休資産	建物	17
		構築物	0
		土地	32
		合計	422

減損損失を把握するにあたっては事業別を基本とし、事業所別の製品群を単位に資産をグルーピングし、それぞれ独立したキャッシュ・フローを生み出す単位としております。なお、賃貸等不動産及び遊休資産については、個々の物件を単位としております。

当事業年度におきまして、不定形耐火物の生産集約のため、湯本工場の一部製品の生産移管の意思決定をし、その生産設備のうち、生産移管後に使用見込みのない設備について、残存帳簿価額を減損損失として計上いたしました。

当社鹿島工場について、需要先業界の生産体制見直しによる販売数量の減少等により収益性の低下が見込まれたため、資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上いたしました。

当社岡山工場と赤穂工場の遊休資産のうち、正味売却価額が資産の帳簿価額を下回る資産グループについて、それぞれ帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上いたしました。

当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額としております。正味売却価額により回収可能価額を測定するものについては、固定資産税評価額を合理的に調整した価額等を基に算定しております。使用価値は将来キャッシュ・フロー（割引率は9.1%）に基づき算定しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び総数

普通株式 1,583千株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	264百万円
役員退職慰労引当金	57
退職給付引当金	389
減損損失	54
減価償却累計額	302
関係会社株式評価損	722
関係会社出資金評価損	53
会員権評価損	48
環境対策引当金	145
未払事業税	157
その他	302
繰延税金資産小計	<u>2,498</u>
評価性引当額	<u>△1,012</u>
繰延税金資産合計	<u>1,486</u>

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△748百万円
その他有価証券評価差額金	△1,768
繰延ヘッジ損益	△2
企業結合に伴う土地の時価評価差額	△893
前払年金費用	△570
その他	△18
繰延税金負債合計	<u>△4,002</u>
繰延税金負債の純額	<u>△2,516百万円</u>

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
その他の関係 会社	J F E スチール 株式会社	(被所有) 直接 34.9%	築炉工事の納入 先・当社製品の 販売先	築炉工事の納 入・当社製品 の販売 (注)	50,915	売掛金	13,194

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

2. 子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 1,433円49銭

1 株当たり当期純利益 242円92銭

(注) 当社は、2023年10月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制適用会社であります。

重要な後発事象に関する注記

(子会社の設立)

「連結注記表 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

企業結合に関する注記

(共通支配下の取引等)

(子会社株式の追加取得)

「連結注記表 企業結合に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。